

議第23号議案

国連による障害者権利条約に関する改善勧告の内容に適した「障害者基本法等の改正を求める」意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和5年12月13日提出

| | | | |
|-----|---------|----|----|
| 提出者 | 新座市議会議員 | 富永 | 孝子 |
| 賛成者 | // | 高邑 | 朋矢 |
| | // | 笠原 | 進 |
| | // | 滝本 | 恭雪 |

提案理由

国連による障害者権利条約に関する改善勧告の内容に適した「障害者基本法等の改正を求める」ため、この案を提出する。

国連による障害者権利条約に関する改善勧告の内容に適した「障害者基本法等の改正を求める」意見書

新座市は2005年、障がい者の自立及び社会参加を促進し、もって障がいのある人もない人も分け隔てられることなく互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とした「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」を策定しました。

一方、2006年「私たちのことを私たち抜きに決めないで」という合言葉のもと、世界中の障がいのある人たちが参加し作成された「障害者権利条約」は、障がいのある人の人権や自由を守ることを定めた条約です。この条約に日本は2014年に批准しました。2022年8月、初めての国連の権利委員会による日本への審査が行われ、同年9月には総括所見・改善勧告が公表されました。

上記、総括所見では、どんな障害があっても地域で暮らせる支援を求めたパラグラフ42、障害のある子どもとない子どもが共に学び育つインクルーシブ教育の実現を求めたパラグラフ52に関して、その重要性が強調されています。パラグラフ71に於いて、「委員会は、本総括所見に含まれる全ての勧告の重要性を強調する。委員会は、早急な措置が求められるものとして自立した生活及び地域社会への包容に関するパラ42、及び障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関するパラ52に含まれる勧告について、締約国の注意を喚起したい。」と明確に述べられています。

国に於かれては、この勧告を重く受け止め、批准国として障害者権利条約を誠実に実行するべきと要望します。

また、2011年に改正された「障害者基本法」は、その附則により、3年後に見直すこととありますが、実際には有効な見直しが行われないまま現在に至っています。

障害者権利条約は、国内法より上位に位置することから、改善勧告の内容に適した「障害者基本法」をはじめとする関連法の改正を要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年12月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様
文部科学大臣 様
厚生労働大臣 様